

鹿 児 島 県 公 報

平成30年11月6日（火）第3466号の2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○平成30年7月豪雨による被災者に係る県税の納期限等延長の期日の指定（2件）

(税務課取扱い) 1

告 示

鹿児島県告示第997号

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号。以下「条例」という。）第14条第2項の規定により、平成30年8月3日鹿児島県告示第807号において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限が、平成30年7月5日から平成30年11月26日までの間に到来するものについて、平成30年11月27日とする。

平成30年11月6日

鹿児島県知事 三反園訓

指定地域

岡山県のうち岡山市北区及び東区、笠岡市、井原市、総社市、高梁市並びに矢掛町、広島県のうち広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町及び坂町、山口県のうち岩国市周東町並びに愛媛県のうち宇和島市、大洲市及び西予市

鹿児島県告示第998号

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号。以下「条例」という。）第14条第2項の規定により、平成30年8月3日鹿児島県告示第807号において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限が、平成30年7月5日から平成30年12月24日までの間に到来するものについて、平成30年12月25日とする。

平成30年11月6日

鹿児島県知事 三反園訓

指定地域

岡山県のうち倉敷市真備町